

事件關係者ハ取調ノ上一應ハ...
 退院ヲ待テ更ニ取調續行ノ豫定アリ
 本件ノ起因タル退職手当制定(十月九日労働法三五七〇条)ノ
 就テハ本月二十五日工場主ヨリ回答ノ予定ナリレモ叙上暴行事
 件ノ為メ延期中ナルカ去月二十九日更ニ別記(1)ノ如キ嘆願書ヲ
 提出セルモ本件ニ関シテハ回答ノ意志ナキ模様ナリ
 右工場内建友会(日本金協連金分会(東京金協)ハ常ニ相及目ノ互ニ
 組合員ノ獲得ニ努ムル結果紛糾絶エサルモノニレテ工場主ニ於
 テモ之カ措置ニ苦慮中ナルカ右記暴行事件ノ推移ニヨリテハ更
 ニ多額再發ニ導カントスルアリ建友会側ハ別記(1)ノ如キビラヲ
 提出セルニ付テモ建友会側ノ...
 右及申(通)懇候也

(別記二)

嘆願書

去月二十三日迄延滞長ラシキニモ起サレタル傷害事件ハ右券所側ニ於テ苦悶心ナ態度ヲ持シ
 履ヲルルモ元元法ニテ建友会一因責問会ニ對シ莫創ニ退職手当ノ問題ニテ交渉中ニ
 同球ニテ延滞タル事トモテ且ツ水吉ハ熊本ニ有ラシメ又及申ノ懷中セシメ吾々一船徒
 業員ヲ救済スルコトヲテタル事實アリ先日ノ如キ事件起リタルハ右券所側ノ一因カアル且
 ソ事件ニ有テ關係ナキ者マテ右券所指定ニテ警察當局ニ送京セシメテアリ如斯ク水吉
 熊本ノ行動ハ右券所側ニテ責任ヲ負フヘキモノナリ 仍テ吾々建友会一因左記ノ
 件嘆願候也

一 当日警察署ニ候東サレタル者...
 一 熊本ニ對シテハ組合員免サレタル...
 一 水吉ハ建友会ニ對シ謝罪スヘキ事
 一 右及嘆願候也

十月二十九日

建友会一因

鈴木富太郎殿